

県北広域振興局長告示第10号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和5年3月31日

県北広域振興局長 坊 良 英 樹

通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0373200120	社会福祉法人慈孝会	慶寿園デイサービスセンター	二戸郡一戸町姉帯字下村24番地1	令和5年3月31日
0373200336	社会福祉法人慈孝会	慶寿園プラザぼかぼか	二戸郡一戸町一戸字砂森123番地1	〃